

公 告

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る調達商品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

予定使用電力量 6,620,000kWh

契約電力 1,950kW

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地 2

3 落札者を決定した日

平成15年 9月 1日

4 落札者の名称及び住所

(1) 名 称 ダイヤモンドパワー株式会社

(2) 住 所 東京都品川区東品川2-2-20

5 契約金額

(1) 基本料金 1,443円／kW・月(消費税別)

(2) 電力量料金(夏季) 9.50円／kWh (〃)

(3) 電力量料金(その他季) 8.60円／kWh (〃)

(4) 予備線基本料金 58.50円／kW・月(〃)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年 7月24日

管 財 課

公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験日時

平成16年 2月22日（日）午後1時から午後4時まで。ただし、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第55号。以下「一部改正省令」といいます。）附則第2項に規定する者については、午後1時から午後3時30分までとします。

2 試験場

長野県松本市旭2-11-34

長野県看護職員研修センター（看護総合センターながの内）

3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目（以下「新科目」といいます。）。ただし、一部改正省令附則第2項に規定する者については、一部改正省令による改正前の規則第23条に規定する科目（以下「旧科目」といいます。）とします。

4 試験の形式

客観式試験（四肢択一）とします。

5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成16年3月10日（水）までに該当する見込みの者を含みます。）

6 試験の区分ごとの対象者

(1) 新科目に対応した試験の対象者

ア 准看護師学校養成所を卒業する見込みの者うち新科目のみを履修したもの
イ 看護師3年課程養成所（大学及び短期大学を含みます。）又は外国の看護師等学校の卒業者（卒業する見込みの者を含みます。）

(2) 旧科目に対応した試験の対象者

高等学校衛生看護科の卒業者（卒業する見込みの者を含みます。）及び准看護師養成所の卒業者

(3) 新科目に対応した試験又は旧科目に対応した試験のいずれかを選択する者

准看護師養成所を卒業する見込みの者うち休学、留年等の事情により新科目及び旧科目の両方を履修したもの

7 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 規則第27条第1号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類。なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書については、平成16年3月10日（水）午前10時までに提出してください。

エ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

(2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書にはって、消印しないでください。）により納付してください。

(3) 受付期間

平成15年12月22日（月）から12月26日（金）まで（郵送による場合は、平成15年12月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

長野県衛生部医務課（県庁専用郵便番号 380-8570）

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

9 合格発表

平成16年3月15日（月）午後1時に長野県庁及び保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には通知します。

10 その他

(1) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部医務課（電話026-235-7144）に行ってください（郵便による場合は、返信用の切手をはり、あて先を明記した封筒（A4版サイズ）を同封してください。）。

(2) 試験会場の収容人員には制限があるため、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、県内在住者又は県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）を優先します。

医務課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年10月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 憇いの家・野いちご

3 代表者の氏名

田 中 福太郎

4 主たる事務所の所在地

小諸市大字菱平3281番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び地域の人々が安心して生活することのできる支援事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年10月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢と心を育てる会

3 代表者の氏名

山 田 香 代

4 主たる事務所の所在地

茅野市豊平3072番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる家族、地域住民に対して、社会教育の推進を図る活動及び子供の健全育成を図る活動に関する事業を行い、子供たちがいきいきと夢を語れる社会作りに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ばれぼれ野の花

3 代表者の氏名

前 田 昌 子

4 主たる事務所の所在地

大町市大字大町1698番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者までの地域住民に対して、安心していきがいを持ってくらせる地域づくりのため、健全育成や福祉サービスに関する事業を行い、地域の福祉向上に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 障害者サポートクラブゆめ

3 代表者の氏名

岸 本 利 之

4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台10番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児と障害児に係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤなぎさ店

エイデン松本店

ツタヤ北松本店

松本市諸 1-30-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ツルヤ

小諸市大字和田483-8

(株)エイデン

愛知県名古屋市中村区名駅 4-22-21

(株)シナノボリ

長野市稻里町田牧1607-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)ツルヤ

小諸市大字和田483-8

(株)エイデン

愛知県名古屋市中村区名駅 4-22-21

(株)シナノボリ

長野市稻里町田牧1607-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 6月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,606平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 732台

(2) 駐輪場の収容台数 261台

(3) 荷さばき施設の面積 688平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 149立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	(株)ツルヤ		
2	未定	午前 9 時 (年間 5 日 午前 8 時)	午後 9 時
3	未定		
4	(株)エイデン	午前10時	
5	(株)シナノボリ		24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

1	午前 8 時から午後10時まで
2	午前 5 時から翌午前 2 時まで
3	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 8 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

1	24時間
2	午前 6 時から午後 6 時まで
3	午前 8 時から午後 6 時まで

8 届出年月日

平成15年10月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年10月30日から平成16年 3 月 1 日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄上田 ショッピングセンター

上田市常田 2-930-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭栄(株)

東京都千代田区神田錦町 1-2-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 11,506平方メートル

(変更後) 24,045平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
694台	1,480台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
80台	100台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
240平方メートル	332平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
80立方メートル	227立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)		
(株)ブルーグラス		
(株)さが美		
(株)ニコロボーロ		
(株)伊藤眼鏡店		
(有)常田薬局		
ジャスホート(株)		
(株)伊藤園		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)		24時間
未定（1階部分）		24時間
未定（2階部分）	午前9時	午後11時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
A		
B		
C	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
D		
E		
F	—	午前8時30分から 午後11時30分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
4箇所	5箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成16年6月17日

5 届出年月日

平成15年10月16日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年10月30日から平成16年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
78台	82台

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成16年6月22日

5 届出年月日

平成15年10月21日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年10月30日から平成16年3月1日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

平成15年度長野県工科短期大学校第3回専門短期課程（セミナー）の受講者を次のとおり募集します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程（コース）名	期間	募集人員
長野県工科短期大学校 上田市大字下之郷813-8 (郵便番号 386-1211) 電話 0268 (39) 1111	PICマイコンの プログラム開発 (C言語)	平成15年11月26日（水） 11月27日（木） 11月28日（金） の3日間	10人

2 受講対象者

制御機器の設計又は製作を行っている者等C言語の基礎知識を有する者

3 受講手続

- (1) 提出書類 受講申込書（長野県工科短期大学校所定の用紙による。）
- (2) 受付場所 長野県工科短期大学校教務学生課
- (3) 受付期間 平成15年11月4日（火）から11月13日（木）まで

4 受講料

3,800円

なお、市販本をテキストとして使用するので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校に行ってください。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

木曽郡上松町における県営黒田地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年7月31日行いました。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年10月30日

長野県警察本部長 岡 弘文

1 落札に係る物品の名称及び数量

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 男子警察官用冬服上衣 | 1,297着 |
| (2) 男子警察官用冬服ズボン | 1,297本 |
| (3) 男子警察官用冬活動服 | 424着 |
| (4) 女性警察官用冬服上衣 | 4着 |
| (5) 女性警察官用冬服ズボン | 4本 |
| (6) 女性警察官用冬服スカート | 38本 |

(7) 女性警察官用冬服ベスト 31着

(8) 女性警察官用冬活動服 22着

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県警察本部警務部会計課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成15年10月8日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 長野ユニフォーム事業協同組合
(2) 住所 長野市南千歳2丁目7番地1

5 落札金額

38,507,070円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年8月28日

会計課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年10月30日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表とのおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

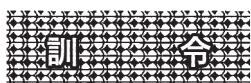
(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別 表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	収集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	12月3日(水)	午後1時から午後4時まで	中野会場	北信
	12月10日(水)		飯田会場	南信
	12月17日(水)		大町会場	中信

生活保安課



長野県訓令第14号

本 庁 内 部 部 局

現 地 機 関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行します。

平成15年10月30日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第3の1中

「人事活性化チーム 人 を」
 「人事活性化チーム 人事活性化チーム職員サポートセンター準備室 人 人職 に」

改める。

文書学事課

正 誤

平成15年10月14日付け長野県告示第492号「道路の供用開始」中

ページ 箇所 誤 正

1 供用を開始する期日 平成15年10月14日 平成15年11月10日

道路維持課